

江南市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 江南市地域福祉計画の策定及び計画の立案をするため、江南市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画案の調整、修正及び決定に関すること。
- (3) その他市長が命ずる事項の処理に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課及び江南市社会福祉協議会において

処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。